

令和3年5回定例会  
斑鳩町議会会議録

令和3年12月3日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(12名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 溝部真紀子 | 2番  | 齋藤文夫 |
| 3番  | 中川靖広  | 5番  | 伴吉晴  |
| 6番  | 大森恒太朗 | 7番  | 嶋田善行 |
| 8番  | 井上卓也  | 9番  | 横田敏文 |
| 10番 | 坂口徹   | 11番 | 濱真理子 |
| 12番 | 木澤正男  | 13番 | 奥村容子 |

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

|         |      |         |      |
|---------|------|---------|------|
| 町長      | 中西和夫 | 副町長     | 乾善亮  |
| 教育長     | 山本雅章 | 総務部長    | 面巻昭男 |
| 安全安心課長  | 真弓啓  | 政策財政課長  | 福居哲也 |
| 政策財政課参事 | 岡村智生 | 住民生活部長  | 加藤惠三 |
| 住民生活部次長 | 北典子  | 福祉課長    | 中原潤  |
| 子育て支援課長 | 中尾歩美 | 国保医療課長  | 安藤晴康 |
| 環境対策課長  | 東浦寿也 | 都市建設部長  | 上田俊雄 |
| 建設農林課長  | 手塚仁  | 都市創生課長  | 本庄徳光 |
| 会計管理者   | 黒崎益範 | 教育次長    | 栗本公生 |
| 教委総務課長  | 松岡洋右 | 生涯学習課参事 | 平田政彦 |

---

## 1, 議事日程

### 日 程 1. 一般質問

#### 〔1〕1番 溝部議員

##### 1. 保育園の入所、育休退所について

(1) 育児休業中の在園児の入所解除と継続入所について。またその周知について。

(2) 令和4年度の保育園の申し込み状況について

保育園入所希望の方が多いことが見込まれる中、保育園に入所できなかった方への支援について。

##### 2. 法隆寺駅周辺の安全対策について

(1) 法隆寺駅周辺の歩行者への安全対策について。

(2) 現在あわ保育園への通園の進入路が1か所となっていますが今後の安全対策や災害対策としてほかの進入路などの整備計画はないのかお伺いします。

#### 〔2〕12番 木澤議員

##### 1. 教員の変形労働時間制について

(1) 制度の現在の動向について。

(2) 町内小中学校の教員の勤務実態について。

(3) 今後の対応について。

##### 2. 学童保育の運営について

(1) 今年度の保護者会からの要望とそれに対する今後の町の対応について。

##### 3. 生理用品の配布について

(1) 社会福祉協議会の事業としてとりくんでいる分について9月議会で配布方法の改善を求めたが、その後の対応は。

##### 4. 公共施設へのWi-Fiの導入について

(1) 町民から公共施設にWi-Fiを導入してほしいとの声がある。近年、「観光」「防災・減災」「住民サービスの向上」を主な目的として導入を進める自治体が増えているが、町の見解は。

##### 5. 中西町長の今後の町政運営に対する姿勢と、施政方針で示された各施策につ

いて

- (1) 1期目と同様に教育、福祉については後退させないという姿勢について確認させていただきたい。
- (2) 高校卒業までの医療費助成の概要と実施時期について。
- (3) 3歳児健診における屈折検査機器導入の時期について。
- (4) 子ども及び妊婦に対するインフルエンザワクチン接種費用助成制度の概要と実施時期について。
- (5) 高齢者への補聴器助成制度の概要と実施時期について。

[3] 9番 横田議員

1. 町長マニフェストについて

- (1) 行財政改革の強化と効率的な行財政運営について。  
～あるべき姿、進捗管理の進め方。
- (2) 子ども医療費の対象を高校生までに拡大することについて。  
～スケジュール、予算規模(対象人員)。
- (3) 高齢者の生活維持を図るための補聴器等の助成制度創設について。  
～スケジュール、予算規模(対象人員)。

2. 斑鳩町歴史的風致維持向上計画について

- (1) 取組状況について。
- (2) 斑鳩神社・龍田神社の秋祭りにみる歴史的な風致について。  
～無形民俗文化財登録等の斑鳩町としての今後の展望について。

[4] 3番 中川議員

1. 町長選挙での公約について

- (1) 都市建設部の具体的なとりくみについて。
- (2) 住民生活部の具体的なとりくみについて。
- (3) 総務部の具体的なとりくみについて。
- (4) 教育委員会の具体的なとりくみについて。

[5] 13番 奥村議員

1. 高齢化社会に対応したごみ収集事業体制の検討について

- (1) 斑鳩町におけるごみ収集事業体制の現状と将来の方向性について。
- 2. 断らない地域の支援体制を(重層的支援体制整備事業について)
  - (1) 高齢・障がい・生活困窮などの属性を問わず丸ごと支援する重層的支援体制整備事業の推進について。
- 3. 安全安心の町づくりについて
  - (1) 道路の破損・カーブミラーの破損等、住民の皆様から、簡単に素早く情報を送っていただける方法、手段(LINE等)を検討いただきたい。
    - ①今年、住民から寄せられた通報件数と通報手段。
    - ②職員パトロールの内容・頻度について。
    - ③LINEを活用した情報提供について。
- 4. H S C (ハイリー・センシティブ・チャイルド)の支援について
  - (1) 「音や光、においに敏感」「気をつかいすぎて疲れやすい」など、人一倍繊細な特性を持つ子どもは「ハイリー・センシティブ・チャイルド(H S C)」と呼ばれる。学校現場での研修を通して周知を図ることについて。

[6] 6番 大森議員

- 1. 高校生以下医療費無料について
  - (1) 町長の公約で高校生の医療費無料を公約にあげておられましたが、いつごろから始める予定なのか。
- 2. タブレットを小中学生に貸借しましたが、使用状況について
  - (1) 約8か月たちましたが、学校での使用状況、家庭に持ち帰る頻度等、どうされているか。
  - (2) これからの使用の仕方について。どういう方向性(指針)をもって教育委員会はしていくのか。

[7] 2番 齋藤議員

- 1. 自治会活動への支援について
  - (1) L E D防犯灯の取替え費用の支援について。
  - (2) 自治会活動保険の保険料支援について。
  - (3) 自治会役員の負担軽減について。

(4) 自治会加入率向上への支援について。

2. ゼロ・ウェイスト宣言の推進について

(1) 「ゼロ・ウェイスト宣言のまち・斑鳩町」の掲示について。

(2) 生ごみ分別収集町全域実施に向けて、現在の進捗状況と町全域実施予定について。

(3) 完熟堆肥「斑鳩の環」の利活用・普及の推進について。

(4) 食品ロスの削減に向けて現在のとりくみ状況と食品ロス削減推進計画の策定について。

(5) 食品ロス削減認定事業所制度の創設、認定の進捗状況について。

(6) フードバンク・フードドライブ事業の進捗状況と令和4年度実施見込みについて。

3. 花と緑のまちづくりの推進について

(1) 花と緑のまちづくりの推進に係る斑鳩町の取組みについて。

(2) 花と緑のまちづくりを行う住民団体の活動への支援について。

[8] 7番 嶋田議員

1. 小・中学校の通学路について

(1) 斑鳩町での危険通学路について。

(2) 登校時間帯の各小・中学校の門の開けている時間について。

(3) 東小の南門について。

(4) 西小で目安方面から登校する児童のために東、南門を設置できないか。

2. サイレンの故障について

(1) 前回質問後、一部故障がなおったということだが、どこが故障し、どこが復旧したのか。

(2) 修理後の点検及びメンテナンスについて。

[9] 11番 濱議員

1. 町職員の勤務実態について

(1) コロナ関連の業務量の増加について。

(2) 時間外勤務、有休取得の状況について。

(3) 臨時雇用の状況について。

- (4) ボランティアの支援について。
- 2. ワクチン未接種の方への支援について
  - (1) 未接種の理由の把握について。
  - (2) 接種を希望する方への個別支援について。
- 3. 生き生きプラザの駐車場について
  - (1) 乳幼児等の雨天時の乗降に配慮を。

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、保育園についてお伺いをいたします。保育園は、保護者からの申し込みにより親が働いている、病気の状態にあるなどの理由により、家庭において十分に子どもを保育できない場合に家庭に代わって子どもを保育するための施設ということで、斑鳩町でもたくさんの方が利用されていると思っております。

その中でひとつ目として、保育園の入所、育休退所についてお伺いをいたします。

保育園を利用されている保護者が新たに出産され育児休業を取得された場合、出産後8週間を過ぎると、その兄弟である在園児は原則、入所解除されるという取り扱いであったと思いますが、出産後8週間といいますと約2か月ということで非常に短期間であり、もう少し長く継続利用ができればというお声もお伺いをいたします。

斑鳩町での現在の入所解除と継続入所の要件について、またその周知の方法についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 育児休業中は通常、保護者が育児のために家庭にいることから、保育を必要とする事由には該当せず、在園児は退所となりますが、保育所の利用要件を定める子ども・子育て支援法施行規則におきまして、育児休業する場合であって、保育所を引き続き利用することが必要であると認められる場合には、保育所を継続して利用することができるとされており、これまでも保護者の健康状態や次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合に限り継続利用を認めておりました。

しかしながら、第2子、第3子出産後も継続して働く女性が増加していることや、育児休業及び育児休業給付金が、原則として子どもが1歳に達するまで取得、受給するこ

とができること。また、県内他市町村においても育児休業対象児の満1歳の誕生日の末日までに復職する場合には、在園児の継続利用を認めていることから、本町におきましても、本年10月1日から育児休業対象児の満1歳の誕生日の末日までに復職する場合、育児休業中の在園児の継続利用を認める取り扱いに変更しております。

これらの取り扱いについては、令和4年度斑鳩町保育所等入所案内に明記しており、保育所在園児に配布しているほか、子育て支援課の窓口で配布するとともに、町ホームページにも掲載しております。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。斑鳩町でも令和3年10月より、育児休業中の在園児の継続利用期間を育児休業対象児の満1歳の誕生日の末日までに復職される場合、育児休業中の在園児の継続利用を認める取り扱いに変更されたということで、そのことは本当に大変よかったなと思っております。

そして、この制度の周知の方法としては、令和4年度の入所案内にも明記、配布またホームページでも掲載されているということですが、この取り扱いについて時々知らなかったという方がいらっしゃいます。この取り扱いが変更される以前のときなどにも、保護者が継続利用の相談や申立てをすることができないままで退園をせざるを得なかったというお声をお伺いしたこともありました。そういったお気持ちや状況になられてしまうということはとても残念なことであると思いますので、保育園利用について、今後もさらに保護者の方が担当窓口や先生方に相談しやすい形や情報提供を進めていただきますようにどうぞよろしく願いをいたします。

そして二つ目といたしまして、先日の委員会でも報告いただきましたが、令和4年度の保育所への入所希望が例年よりも多いということで、希望の保育所への入所が難しい方、在園児の入所解除も増加することがあるのではないかとということをご心配しておりますが、保育所へ入所できなかった方の支援についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 令和4年度の保育所等入所申請につきましては、10月4日から29日までが一斉申し込みの受付期間となっており、期間内の継続入所申請が473名、新規入所申請者が183名、計656名の申請を受け付けており、現在、入所内定の選考を進めているところです。令和3年度の申請状況と比較しますと、継続33名、新規32名、計65名の増加となっております。

新たな受け皿の整備として、0歳から2歳を対象とした小規模保育所の整備を進めて

おり、令和4年4月には町内保育所の定員の合計は564名から583名となりますが、定員を超える入所につきましては、施設の床面積に応じて必要保育士数を確保することにより最大限の受け入れが可能となるよう、現在調整を進めているところでございます。

なお、町内の保育所に入所できない場合につきましては、保護者の意向も確認し、他市町村の保育施設への広域入所の調整を進めるなど、できる限りの対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。斑鳩町では令和6年にも待機児童解消のため新たに認定こども園もできるということですが、それまでの令和4年、そして令和5年と、待機児童の心配があらうかと思っておりますので、引き続き、ご対応いただきまして、今後とも子育てしやすいまちづくりを進めていただきますように、よろしく願いをいたします。

続きまして、二つ目の質問に移らせていただきます。法隆寺駅周辺の歩行者への安全対策についてです。朝の通勤通学の混雑時、法隆寺駅周辺は非常に車も多く急いでいる方もたくさんいらっしゃいますことから、危険と感ずることも多くありまして、特に法隆寺駅東側踏切の南進してすぐの横断歩道では、踏切と横断歩道が非常に近くに設置してあるという状況があり、早く踏切を渡りたい車と横断歩道を渡りたい自転車や歩行者とが、時々接触しそうになったりと、ひやっとする場面を見ることがあります。この場所を含めた法隆寺駅周辺の歩行者への安全対策について、いかがお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） J R法隆寺駅周辺の歩行者への安全対策についてのご質問でございます。質問者もおっしゃいますように、J R法隆寺周辺は駅を利用される歩行者や自転車等をはじめ、駅等への送り迎えなどの自動車が通行し、多くの交通往来となっています。そうした状況の中で、特に歩行者の安全対策は重要であると認識しているところでございます。そうしたことから、町では横断歩道を渡る歩行者の安全対策について警察とも協議を行い、薄くなっている横断歩道白線の引き直しの要望を行っております。また、横断歩道は歩行者優先であるものの、横断時に自動車等がなかなか止まってくれないといったお声も伺っておりますことから、警察に対しまして横断歩行者等妨害違反の取締りにつきましても、併せてお願いしているところでございます。

また、横断歩行者の安全を確保するための運転者、歩行者の交通ルールについて、町広報紙や町ホームページなどに掲載するなどの広報啓発活動を通じて、運転者、歩行者

に対する意識づけも進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。横断歩道の引き直しもしていただくということで、よろしく願いいたします。また併せまして、警察のほうともしっかり協力をしていただいて、安全に対しての啓発活動もよろしく願いいたします。

そして二つ目の質問といたしまして、先ほどもお話しいたしました法隆寺駅東側踏切の南側の横断歩道ですが、斑鳩荘苑自治会への進入路、また、あわ保育園への通園路となっていることもあると思います。それらのことから、こちらの横断歩道を使用される方が必然的に多くなるかと思えます。踏切を渡ってすぐの横断歩道や進入路ということもあり、安全対策的にも、また災害時、そちらの進入路しかないということを見ると、ほかの進入路があってもよいのではないかと思います。今後の安全面や災害対策としてのほかの進入路などの整備計画はないのか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） J R法隆寺駅東側踏切を南進してすぐの斑鳩荘苑自治会への進入道路につきましては、現在、新設道路等の計画はございません。各地域の道路事情によりまして、地元から要望される生活道路の整備につきましては、用地協力や付近の方々の協力が得られた路線について、緊急度や安全性、費用対効果などを考慮し優先順位をつけまして、整備を順次、進めているところでございます。

このことから、ご質問の道路整備につきましても、今後、地元のご理解や用地等のご協力がいただけるなど状況が整いましたら、町にご要望いただき、また安全対策、災害対策を含めた生活道路の整備として優先順位に沿って整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。今現在はそういった計画はないということですが、今後、安全対策や災害対策の観点からも必要なものと判断された場合には、ぜひとも検討をお願いしたいと思っております。

それでは、以上、私からの一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1点目は、教員の変形労働時間制について、あげさせていただいております。これは以前に濱議員からも質問がされていますが、今年の9月27日付で奈良県教職員組合より、要請と懇談への協力をお願いと趣意書というものが議長宛てに送られ、その中で、教職員の働き方改革として進めようとしている1年単位の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書を提出してほしいとの要請がありました。

この意見書の提出云々に関してはちょっと置いておきますが、このことからこの制度の動向と町教育委員会の見解についてお尋ねしたいと考え、今回、質問にあげさせていただきました。

まず、この制度ですが、2019年の12月に国会で、教育職員給与特別措置法の改正が行われ、それに基づいて1年単位の変形労働時間制の導入が可能となりました。

この1年単位の変形労働時間制というのは、1日8時間労働の原則を崩して繁忙期と閑散期を設定した上で繁忙期の所定労働時間を最大1日10時間まで延ばし、閑散期の所定労働時間をその分短くするというものです。

しかし、人間の体、心身というのは繁忙期の疲労を閑散期で回復できるようなにはなっていません。政府の制度導入の唯一の理由は、学期中を繁忙期とするかわりに夏休みなどに教員の休みを増やすというものです。しかし、学期中を繁忙期とし1日最大10時間まで働けるようにするということが、教員の働き方をさらにひどくするものではないかというふうに考えます。

現在、教職員への業務負担が増え、長時間過密労働が問題になっています。県の教職員組合からの意見書案の中でも、月80時間以上の過労死ラインを超える超過勤務が常態化しており、健康破壊も拡大しているとの記述がありました。1年単位の変形労働時間制の導入はこうした状態の教職員に対し、さらに長時間労働を強いることにつながるものであり、私自身はこの制度の導入は行うべきではないというふうに考えております。

この制度について、国のスケジュールでは2021年度から運用開始が想定されており、制度導入までの流れとしては、まず各学校で校長先生が教員から意見を聞き、各学校が市町村の教育委員会と相談、そして、市町村の教育委員会が制度導入等の意向となった場合には、都道府県の教育委員会が各市町村の意向を踏まえて条例案をつくり、都道府県議会での条例成立が必要となります。その後、市町村教育委員会が各学校の意向を踏まえ、導入する学校や具体的な導入の仕方を決定するというのが、もしこの制度を

導入するとした場合に必要なステップとなります。また、過酷な労働条件であるため、過半数労働者の合意や恒常的な残業がないことが制度導入の前提条件となっている点もきちんと理解しておかねばならないと思います。

さて、以上の点を踏まえた上で質問をさせていただきたいと思いますが、まずひとつ目の質問ですが、この制度の現在の動向についてお尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 義務教育諸学校等におけます働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、奈良県におきまして義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例を制定し、令和2年4月1日から施行されているところでございます。また、フレックスタイム制を活用した時差出勤による通勤混雑回避等を通じて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、令和2年5月12日から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第3項及び第4項に規定する奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担職員の勤務時間の割り振り等に関する要綱を運用されていたところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止目的に限らず、各職員の状況に応じて、柔軟で多様な勤務体系の選択肢を用意することで、学校における働き方改革を推進するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第3項及び第4項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担職員の勤務時間の割り振り等に関する規則を制定し、令和3年4月1日から施行されているところでございます。

これは公務の運営に支障がないと認められる範囲で教職員等の申告を考慮して、単位期間において1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を割り振るもので、総勤務時間を維持しながら、勤務時間を弾力的に割り振ることにより、育児、介護、自己啓発や地域活動等と仕事の両立を図ることができるというものでございます。

また、学校行事等の状況に応じて、弾力的に勤務時間の割り振りが実施できるようにすることで、学校における働き方改革を推進するため、奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担職員の勤務時間の割り振り等に関する規則を制定し、令和3年4月1日から施行されております。

この教職員の弾力的な勤務時間の割り振りは、県立学校の場合は校長、市町村立の学校の場合は市町村教育委員会が行い、対象職員に対し当該業務を行う日の属する週を含む4週の期間を定め、当該期間における週休日が8日となるように当該担当教職員の勤務日を定めるものでございます。

なお現在、斑鳩町におきましてフレックスタイム制及び教職員の勤務時間の割り振りの変更については、実際の運用の実績はございません。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、次長のほうでおっしゃっていただいたように、もう県のほうで条例はつくって規則もつくって運用していると。ただ、斑鳩町ではまだ導入してませんよということだったと思うんです。これは冒頭にも申しあげましたけども、導入しようと思うと残業がないというのが前提になっているということなので、町内の小・中学校の先生の勤務実態について、まず確認させていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 町立小・中学校におきまして、教員の勤務時間の圧縮に向けて部活動時間の短縮、あるいはノー残業デーや最終下校時間の繰り上げの実施、また、令和3年度から各小・中学校に導入をしております統合型公務支援システムを活用し、指導要録への記載など、学習評価をはじめとした業務などの電子化による効率化と、勤務時間、健康管理を意識した働き方を実施してきているところでございます。

しかしながら、こうした方策を講じてもお、町立小中学校の教員の勤務につきましては通常の授業やまた課題研究のほか、それぞれの教員が担当いたします所掌事務、また、時間外における家庭訪問や教育相談、社会見学や宿泊を伴う修学旅行等の引率、学校行事の指導、部活動の指導と教員が携わる業務内容は多岐にわたり、勤務が長時間化している実態があることは認識をしているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この間、町のほうとしてもいろいろシステムの導入をしていただいたりということで、まだそれがうまく運用できてないということもあって、正確な勤務実態については把握できていないと。ただ長時間労働があるということは認識をされているということですね。

勤務実態については早くきちっと把握をしていただきたいのはあるんですけども、それは焦るよりもきちっと客観的に教員の皆さんの勤務実態を把握することが大事だというふうに思いますので、そこは引き続き進めていただきたいというふうに思います。

長時間労働があるということなので、そういうことでしたらそもそもこの制度の導入自体はできないというのが今の現状だというふうに思っていますが、町として、教育委員会として、今後、この制度についてどのように対応していこうと考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 奈良県におきまして、令和3年4月1日から制度が施行されております、フレックスタイム制や教職員の勤務時間の割り振りの変更につきましては、個人が勤務時間を調整することで教員の働き方の選択肢が広がり、柔軟な勤務時間制度を構築することが可能となるものであります。全ての教員に対して画一的な導入ではなく、個人の事情を踏まえて適用を検討することが必要であると考えているところでございます。

しかしながら、変形労働時間制の導入は直ちに教員の勤務時間を短縮するものではないと考えておりまして、まずは令和2年3月に奈良県が公表されました、学校における働き方推進プランなどを着実に実行するなど、教職員の働き方改革を進め、教員の業務量を縮減することが必要であると考えているところでございます。その上において、変形労働時間制は確かな効果があらわれるものであると考えておりますので、変形労働時間制の導入につきましては、働き方改革の進捗、成果を見極めながら慎重に検討していく必要があると、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 画一的に導入するものではないという認識を持っておられるというのを確認をしておきます。ただ心配なのは、やはり県のほうが進めなさいよといって町に対して言うてくるという恐れがあるんじゃないかなということをお心配してまので、そのときにも、やはり画一的な対応ではなくてきちっと学校、先生方と話をし、もし導入を希望される方があったらそれは導入されたらいいでしょうけども、希望しないという際に強行に導入をするというようなことは、やはりやめていただきたいというふうに思います。この質問については、町として画一的な対応をするつもりはないという認識を持っているということを確認できましたので、これで終わっておきます。

働き方改革については、やはり教員の皆さんの負担が今ものすごく多いので、町として進めていただいている負担軽減策をやはり着実に進めていただいで、教員の皆さん、教職員の皆さんが働きやすい環境をぜひつくっていただきたいと思っておりますので、そのことはお願いをしておきます。

そうしましたら2点目の学童保育の運営について、質問をさせていただきます。

こちらにつきましては、学童保育の運営についてということですが、近年、共働き家庭が増える中で、保育所や学童保育の需要が高まるとともに働き方についても多様化し、その運営について幅広いとりくみや柔軟性が求められていると思っております。

斑鳩町ではこの間、運営時間の延長や、学童支援員、補助員さんの増員、また、西学童保育室の増設など、子育て応援宣言のまちとして時代の保育ニーズに応えた対応をされており、その点は高く評価をさせていただいております。

さて、そうした中、今年度も学童保育の保護者会のほうから町に対して要望が出されているかと思いますが、その内容と町の対応についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 斑鳩町立学童保育室保護者会からは毎年、施設あるいは設備の改善、保育の充実になどにかかりますご要望をいただいております、町といたしましても安全安心に放課後あるいは休日を学童保育で過ごしていただけるよう、積極的に対応をしているところでございます。令和3年度におきましても、6月10日付で3学童保育室合わせまして7項目の要望をいただいているところでございます。そして、6月24日付で町の考え方を回答をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） いくつか項目があったと思いますけども、その中で、開所時間を早めてほしいという要望項目があったというふうに思うんです。私も以前、学童保育の保護者会の会長もさせていただいて、その頃から声はあったんですけども、このような形できちっと保護者会から要望という形であがってきて、ぜひ、私としては来年度から実施をしてほしいなというふうに思ってるんですけども。

今、次長のほうから答弁をいろいろいただきましたけど、これについては前向きに検討していただいているというふうに認識をさせていただいてよろしいのか、教育長、その点について、お答えをお願いします。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

年度末までに夏期休業中の各家庭の状況につきましては再度、確認もさせていただき、夏休みの開室時間につきましては、今、ご意見がございましたように前向きに検討してまいりたいとそのように思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 前向きに検討いただけるということですので、もう細かいことは聞きません。お願いをしておきます。では2点目については、以上で終わります。

3点目の質問に移らせていただきます。

次に、生理用品の配布についてということですが、前回の9月議会にもこのテーマで

質問をさせていただきました。その際に、配布状況も確認をさせていただく中で、必要としている町民がしっかりと受け取れるよう、配布方法について改善いただきたいということで、配布窓口の増設やトイレへの設置など具体的な提案もさせていただきました。

その後、町としてどのように対応をされたのか。前は、社会福祉協議会がとりくんでいただいている分と、教育委員会がとりくんでいただいている分ということで一般質問させていただきましたが、今回、担当の総務常任委員会のほうで、教育委員会の所管部分については閉会中の委員会で報告もされ、こちらについては担当の総務常任委員会のほうでまた改めてさせていただきたいと思いますので、今回、この一般質問でお尋ねしたいのは、社会福祉協議会が主としてとりくんでおられる部分について、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 社会福祉協議会の事業としてとりくんでおります生理用品の配布事業の、9月議会以降の対応に関するご質問でございますけれども、その配布箇所につきましては、経済的な困窮やDV等の相談につなげていくためにも、引き続き窓口配布により実施をされております。

配布場所につきましては、個別の要保護児童について、その子どもや家庭に、直接関わりのある要保護児童対策地域協議会の所属機関として、新たに健康対策課保健センターでも配布できるようにされているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 質問の後、そのように窓口を増やすという対応をされていることについては一定、評価をさせていただきたいと思います。

ただ、私が前回、申しあげましたように公民館での窓口配布であったりとか、トイレへの設置などについては検討されたのでしょうか、その点についてもお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） ただいま申しあげました答弁とは重複する部分もございませうけれども、本町といたしましては社会福祉協議会とも話し合いをさせていただく中で、生理用品を必要とする方にはその背景に経済的な困窮やDV等の根本的な問題があると考えております。そのことから、その相談を受け付けられることがこの事業の大きな目的でございますので、現段階においてはカードによる配布等の受け取りやすい方法を検討しながら、窓口配布の継続をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その町の思いと窓口で配布するということを否定するものではありません。確かに背景にいろいろなご家庭の事情があって、それをくみ取って支援につなげられるようにするという考え方自体は非常に大切なものであるし、それ自体はやっていけばいいと思うんですけども。前回の質問の中で、特に学校のほうで言わせていただいた、やはり窓口に行きづらいと、いろいろやはり人の目にも触れるものでありますし、そういうところへ行って受け取ることができないという方がいらっしゃって、直接、町民の方からも声を聞いています。そうした方からは、やはりトイレに設置をしてほしいという声があるんですが、先ほど、部長がおっしゃったように窓口でいろいろ支援につなげたいということから、窓口以外での配布、トイレの設置については今、考えていないということですが、そうすると、受け取れない人が出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、そこは部長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） そういった受け取りにくい方というのは、承知はしておりますけれども、前回の9月議会でも質問者が述べられているとおり、この問題につきましてもは一時的な対応ではなく、今後、恒常的にとりくんでいくべき問題であるというふうに提起をいただいていると思いますので、やはり渡したら解決する問題ではございませんので、その根本的な解決をしていく上では、現在の窓口での配布が必要であるというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは逆にお尋ねをしたいと思うんですけども、窓口に取りに来られた方、配布実績ですね。前回の質問の中でもお聞きしましたが、その後、窓口で受け取りに来られた方の実績がどれくらいあって、さらに来られた方に状況をお聞きすることができたというケースはどれくらいあるんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 前回、ご質問いただいた時点の8月末でございますけれども、そのときは26件ということで申しあげさせていただいております。

今現在、11月末になりますけれども、39件でございます。大体、月1か月平均しますと6件程度となっております、8月までと11月、ほぼほぼ今、同じ状況となっております。

あと、相談が寄せられたケースについては現在ございませんけれども、この来ていただいたときにつきましては、それぞれ担当窓口のほうで、何かございましたら、ご相談

くださいというお声がけをさせていただいているという状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そのとりくみ自体は必要だと私は思います。だんだんそれがハードルになってしまって、やっぱり受け取れないという方がいらっしやると思いますので、必ずしもそれを、今、条件みたいになってしまっていますので、そうじゃない、だからそうじゃないやり方で受け取りができるという方法についても、私は検討していくべきだというふうに思います。それについては、町として前回からも言っていますけども、だいたい議論が平行線にはなると思いますので、やはりしっかり検討していただきたいというふうに思うんです。学校とは確かに状況はちょっと違いますので、学校というのは、外部の人が入れない施設であって、町の施設というのは自由にいろいろな人が出入りできるという点もあるんですけども、ある県では、県立高校に全て生理用品をトイレに設置するというような対応をされているところも全国的にはありますので、それぞれ近隣だけじゃなくて全国的なとりくみも見ると、どのような形で配布をしていくのか、そして本当に困っている方に支援をできる、次につなげられるような体制づくりも併せて検討していただきたい、研究していただきたいと思いますので、これについては要望をしておきます。

冒頭にも申しあげましたように、学校の分については総務常任委員会ですでにさせていただきますので、この質問については以上で終わっておきます。

それでは、4点目の質問に移らせていただきます。

4点目は、公共施設のWi-Fiの導入についてということですが、全国的に公共の無料Wi-Fiを設置導入する自治体が増えています。少し古いデータになりますが、総務省のまとめによりますと、2015年1月から2月の時点で全国の自治体のおよそ39.7%がWi-Fiを設置しているとのことです。自治体がWi-Fiを導入する目的の主なものとしては、通告書にも書かせていただいておりますが、観光、防災減災、住民サービスの向上、この3つがあげられています。

以前から、私以外の議員からも公共施設へのWi-Fi設置を求める声があがっていたというふうに思いますが、この間、私自身も住民の方から、公共施設へWi-Fiを設置してほしいとの声をお聞きし、特に近年ですね、多発大規模化している災害のことを考えますと、避難所となっている施設へのWi-Fi設置は必須ではないかなというふうに考えて、今回、質問にあげさせていただきました。

私がお聞きしている声というのは、公民館に登録をされている団体の方から、自主学

習を行う際などに公民館にW i - F i 環境があれば、活動の幅が広がるので設置してほしいという声とですね、もうひとつは冒頭、先ほども申しあげました避難所になっている公共施設への設置を求める声です。

以前に、台風の時だったと思いますが、中央公民館に避難をされていた方が大ホールに入りきらずに中央体育館のほうへも移っていただくといった事態になったことがありましたが、災害時には避難所に非常にたくさんの人が集まって、ほとんどの人が携帯等で情報収集をされると思いますので、通常の回線ではパンクしてしまいます。そうした際に、W i - F i が設置をされていればスムーズにデータ通信ができ、必要な情報を得ることができます。

近年、自宅でのインターネット環境については、光回線やW i - F i によって充実をしてくれていると思いますが、一步外へ出てしまうとそうした環境は少なく、公共の場での通信環境の充実を求める声というのが増えてきているというふうに思います。

実際に、国のほうでも、自治体が行うW i - F i 環境の整備に対して補助金を出すなど積極的に整備を進めてきており、斑鳩町でも通信環境の充実をさらに進めていくべきではないかと思います。また、調べましたところ、お隣の平群町のほうでは公共施設へのW i - F i 設置が進められており、今年の4月から避難所となっている5つの公共施設での運用が始まっているとのこと。直接、平群町の担当課の方に確認をしたところ、災害避難時の情報入手を目的に、コロナの予算を活用して整備を進めたとのことでした。また、5つの施設への設置をされていますが、それにかかった費用は総額で49万3千円とのことでした。国の交付金を活用しての設置なので、設置についての町の負担は発生していないとのこと。また、コロナの予算につきましては、当然コロナ対策として出されるものですが、新たにまた国のほうでも交付をするというような姿勢が示されていると思いますので、それらの活用も含めてですね、当町でも公共施設へのW i - F i 設置を進めていただきたいというふうに思います。町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 公共施設へのW i - F i の導入についてのご質問でございます。まず、本町における公共施設でのW i - F i 環境の整備状況ですが、平成27年度に策定した、斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとりくみとして、観光客向けに法隆寺iセンターと法隆寺駅南北自由通路に設置しているところでございます。防災面におきましては、現在、W i - F i 環境の整備をしていないところでございます。

質問者も申されておられますように、避難所等にWi-Fi環境が整備されれば、災害時の情報の入手、発信にあたっては非常に有効であること、また、図書館や公民館などにおいては、スマホやタブレットを使って勉強や調べものができる環境が向上するなど利用者の利便性は高まります。ただ、整備後の通信費や保守などのランニングコストが必要になることや、特に避難所における平時の活用方法や、電源喪失時の対処方法などについて、十分な検証が必要であるものと考えております。また、大規模な災害があった際には、通信事業者等が公衆無線LANの無料開放や臨時措置などを行うファイブゼロジャパンという公衆無線LANサービスがございまして、避難所等でも実際に活用されているところでございます。

そうしたことから、導入に当たりましては様々な導入手法やイニシャルコスト、ランニングコスト等の課題、問題点なども十分に精査する必要があるものと考えており、先進地事例等も調査研究しながら導入の方向性につきまして、検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員

○12番（木澤正男君） わかりました。いろいろなケースを調べていただいて、コスト面等も当然考えなければいけません。これについては研究されるということですのでお願いをしておきたいというふうに思います。で、方向性はできるだけやはり早く決めていただいてですね、設置をしていただきたいなと思います。その結論が出た段階で担当の総務常任委員会のほうでご報告いただきたいと思いますので、これについてはお願いをしておきます。

そしたら5点目の質問に移らせていただきます。

5点目は、中西町長の今後の町政運営に対する姿勢と施政方針で示された各施策についてということですが、10月に町長選挙が行われて、中西町長が2期目の当選を果たされました。その選挙の中で中西町長が示された公約の中に、今回、質問であげさせていただいている各施策へのとりくみが掲げられていました。

町長の公約につきましては、中身を見ますと、私としては賛同できないというものもありましたが、今回、この質問項目として挙げているものについては、住民の願いに応えたものだというふうに考えておりまして、評価をさせていただいております。

ただ、施政方針の中で、これらの施策についてのとりくんでいくという姿勢が示されましたけども、どんな形でいつ実施されるのかという点についてはありませんでしたし、住民の皆さんも期待をされているというふうに思いますので、今回、実施の時期や内容

についてお尋ねしたいというふうに思いまして、質問にあげさせていただきました。まだ選挙が終わって間もないので、なかなか具体化できてない部分もあると思いますが、答えられる範囲で答えていただければと思います。

それと、町長の町政に臨む姿勢として、前回、1期目のときにも質問させていただきましたが、その姿勢について変わっていないのかどうか、今回もきちんと町長のほうにお答えいただきたいと思って質問をさせていただきたいと思います。

それでは1点目、1期目と同様に、教育、福祉については後退させないという姿勢については堅持をされているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 教育、福祉については後退させないという姿勢についてでございます。施政方針の中でも申しあげましたとおり、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思える、また活力と魅力あふれるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、教育、福祉については後退させることなくですね、各施策についてとりくんでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） しっかりと確認をしておきたいと思います。

それでは2点目ですが、高校卒業までの医療費助成の概要と実施時期について、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 本町では、第5次斑鳩町総合計画に掲げております、安心して子どもを産み、育てることができる次世代を担う元気な斑鳩っ子が輝くまちを目指して町独自の施策も展開しながら、様々な子育て支援策にとりくんでいるところでございます。

このたび、さらなる子育て支援策の充実を図るということからですね、子ども医療費助成の年齢要件を、現在の中学校卒業までから高等学校卒業までに引き上げを行うということで、子どもの受診機会の確保と保護者の経済的負担の軽減を図ることとしているところでございます。

現在、町単独事業として実施してまいりましてでございます。財政に与える影響、また制度の設計等も様々な角度から検討をしているところでございまして、詳細が決まりましたらまた担当の常任委員会に報告をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。中学校卒業までは県の補助が2分の1入りますので、町長がおっしゃったように町単の事業になりますが、やはり今まで同様に、一部負担なしということと所得制限をなしということで実施していただきたいというふうに思いますので、それについては要望しておきたいと思います。できるだけ早期に実施をお願いしたいと思います。

次に3点目のほうに移りますが、3歳児健診における屈折検査機器導入の時期について、これは内容といってもあまりあれですので、いつ頃お考えなのか、今の時点でお答えいただける範囲で構いませんのでお尋ねをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 3歳児健診における屈折検査機器の導入につきましては、3歳児健診時の視力検査に加えまして、屈折力検査を機器で測定することは弱視の原因となります遠視、乱視、近視、また斜視の早期発見に役立つ機器というふうに認識をしております。この機械の導入につきましては、令和4年度に何とか設置していければというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。次年度から設置していきたいというふうに思っているということで確認をさせていただきました。

そしたら次に4点目、子ども及び妊婦に対するインフルエンザワクチンの接種費用助成制度の概要と実施時期についてお尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） インフルエンザワクチン接種費用の助成制度の創設につきましては、その対象者としてインフルエンザに罹患した場合、脳症などの合併症のリスクが高くなる生後6か月からの乳幼児及び集団生活となる小学生また重症リスクが高く治療手段が制限される妊婦、受験を控えている中学3年生と高校3年生としております。

この事業の開始時期や具体的な内容につきましては、今現在、検討しているところでございますので、詳細が決まり次第、また担当常任委員会に報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この制度創設につきましては、以前から要望もさせていただいておりますが、今回、対応していただいているということで評価をさせていただいておりますが、依然としてやはりコロナ禍が続く中でインフルエンザにつきましても併発が

やはり非常に怖いと、混乱をきたすということもありますので、ワクチンの量の確保とか、また財源をどうするのかという問題もありますが、これもできるだけ早い時期に実施をしていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

また、施政方針の中で小学校6年生までと中学校3年生と高校3年生という形で書いておられましたが、その考え方等についてもまた担当常任委員会のほうでご報告いただけるというふうに思いますので、ここではこれでおいておきたいと思います。

そうしましたら5点目、高齢者への補聴器助成制度の概要と実施時期について、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 高齢者の生活維持を図るための機器等の助成制度の創設についてのご質問でございます。

今定例会の初日、今議会におきまして施政方針の中でお伝えをさせていただいておりますとおりでございまして、高齢者で身体障害者手帳の対象とならない中等度難聴者を対象に、生活維持に必要な補聴器の助成制度を今後創設してまいりたいと考えております。この事業の開始時期や助成対象等の具体的な内容につきましては、早期に事業を開始できるよう今現在検討しているところでございまして、これにつきましても詳細が決まりましたら、また担当常任委員会に報告させていただきたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） こちらも以前から一般質問で町にお願いをしてきた分ですので、実施についてはぜひ進めていただきたいですし、あとこれについてはこちらのほうでもこれくらいの方を対象にということで具体的な話もさせていただきましたけども、その辺の範囲等も確認したいと思いますので、また担当常任委員会のほうできちっと報告をお願いしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

10時15分まで休憩いたします。

（ 午前 9時55分 休憩 ）

（ 午前10時15分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、9番、横田議員の一般質問をお受けいたします。

9番、横田議員。

○ 9 番（横田敏文君） それでは、通告書に基づき一般質問をいたします。

10月町長選で掲げられた町長マニフェスト6項目33の施策のうち3項目、3つの施策について質問をいたします。

マニフェストは第5次斑鳩町総合計画の前期基本計画まちづくりの基本政策により作成されていると認識しています。

1点目は、コンパクトで質の高い持続可能なまちにする施策では、行財政改革の強化と効率的な行財政運営を進めるについて、あるべき姿、また進捗管理をどう進められるのかお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 行財政改革の強化と効率的な行財政運営についてのご質問でございます。

施政方針でも申しあげましたように、簡素で効率的な行政システムの確立や持続可能な健全財政の確立を進めるとともに、誰もが働きやすい職場環境の構築にとりくみ、また、公共施設等においても計画的な管理を実施し、最適な配置の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。これらを着実に進めていくためには、前例踏襲に捉われない業務改善や職員自らが率先、工夫してとりくむ姿勢が肝要であり、まずは現状の問題点を洗い出し、それに対応した実現可能な改善策を検討することを目的に、本年10月に行政改革のとりくみに関する職員アンケートを実施いたしました。

このアンケート結果に基づき、課題解決に向けたとりくみや職員から提案された効果的なとりくみを中心として、仮称でございますが、斑鳩町行政改革アクションプランを策定してまいりたいというふうに考えております。

なお、この本プランの進捗管理につきましては、毎年度、評価、検証を行うことにより着実な行政改革の推進を図りたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 9番、横田議員。

○ 9 番（横田敏文君） ありがとうございます。評価、検証については、しっかりPDCAを展開し、すみやかに公表いただきますようお願いをいたします。

また、令和2年度県内市町村財政状況が11月に発表されました。主要財政指標を見ますと、経常収支比率では県平均95.6%、当町は93.2%、県内15の町の中で7番目、実質公債費比率では県平均9.2%、当町は7.0%、県内15町中4番目、基金残高比率では県平均20.4%、当町は32.3%、県内では15町中7番目、将来負担比率では県平均56.0%、当町は37.5%、県内15町中6番目、いずれの

指標も中位で県平均と比較しますと良好な状況にあります。さらなる改善を目指した行財政運営をお願いいたします。

次の質問の２点目、子ども医療費の対象を高校生まで拡大することについてと、３点目、高齢者の生活維持を図るための補聴器等の助成制度創設についての質問は、先ほどの同僚議員の質問と重なりますので控えさせていただきます。

それでは、次の質問に移ります。斑鳩町歴史的風致維持向上計画についてお伺いします。平成２０年１１月に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が施行され、奈良県下では平成２６年２月に、斑鳩町が初めて歴史的風致維持向上計画の認定を国から受けられました。この法律の中で、歴史的風致とは、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる、歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地等が一体となって形成してきた良好な市街地の環境、と定義されており、ハードとして建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念とされております。また、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま維持するのみならず、歴史的な建造物の復元や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を向上させることがその目的とされているところでございます。

この計画の中では、斑鳩町の維持及び向上すべき歴史的風致のひとつとして受け継がれてきた仏教信仰に関連する歴史的風致で、特に法隆寺を舞台に仏教行事を地域の人々が支え、これに参加することで引き継がれている活動。二つとして、暮らしに息づく歴史と文化に関連する歴史的風致で、神社や集落の町並みを舞台に、五穀豊穰の祈りなど秋祭りに代表される伝統的な祭り、集落の暮らしの安全や健康を祈る講や座などの民間信仰として引き継がれた活動が掲げられております。

ここで質問をいたします。斑鳩町歴史的風致維持向上計画の計画期間は平成２６年度から令和５年度までとなっております、町におかれましては歴史的風致の普及啓発に向け、各種施策や事業にとりくんでこられたものと認識をしています。

計画の施策、事業のひとつに歴史的風致の普及啓発として伝統行事支援事業が掲げられており、町内の伝統行事をきめ細かくリストアップし、調査、記録、情報発信を行うことで伝統行事の担い手や後継者の確保、民族芸能の継承や地域の活性化につなげることでとされております。この伝統行事支援事業について、現在の町のとりくみ状況をお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が平成20年11月に施行され、文化財の周辺環境の整備や歴史的な建造物の復元と歴史的な資源を活用したまちづくりへの積極的な支援制度が確保されましたことから、本町におきましても斑鳩町固有の歴史的風致を維持向上させ、町や暮らしの環境とその魅力を守り高めるとともに後世に継承するため、斑鳩町歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けまして、斑鳩の里の歴史的資源を活用する事業にとりくむこととしたものでございます。

ご質問の伝統行事支援事業は、計画の5つの柱のひとつ、歴史的風致の普及啓発の中でとりくむこととした事業であり、伝統行事に関する団体の高齢化により担い手不足が課題となる中、担い手や後継者の確保、民俗芸能の継承、地域の活性化など伝統的な行事を継承することが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして事業化したものでございます。

現在、町内に多数残されている伝統行事等は各地域で継承されているにとどまっております。これを町全体の住民の共有財産として支援していくため、それぞれの伝統行事をリストアップしてまとめるとともに、その情報の発信に総合的にとりくむこととしており、事業期間は令和元年度から令和5年度となっております。

本事業につきましては現在、リストアップや情報発信の内容について検討しているところでございまして、計画期間が満了する令和5年度までに情報発信ができるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） 本事業について、リストアップや情報発信の内容について検討中のご回答ですが、早期に実行段階に進めて、担い手や後継者の確保、地域の活性化など伝統的行事が継承できるようとりくみをお願いをいたします。

次に、関連して斑鳩神社の秋祭りに見る歴史的風致、龍田神社の秋祭りに見る歴史的風致について、無形民俗文化財の登録等のお考えはいかがでしょうか。

政府内にて無形の文化財登録制度の創設に向けて、文化財保護法の改正の準備中であると認識していますが、斑鳩町としての今後の展望をお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 文化財保護法におきまして、無形の文化的所産で歴史上または芸術上、価値の高いものを無形文化財、こうした無形で信仰、年中行事等に関する風

俗慣習、民俗芸能などで国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないものを民俗文化財というように呼んでいるところでございます。

質問者も申されております本町の歴史的風致としております2つの神社の秋祭りのうち、ひとつの斑鳩神社の秋祭りにつきましては、本町における民俗文化財のひとつとして、これまで斑鳩町文化財保護審議会の指導の下、町指定文化財を視野に平成4年度より約20年間の調査を進め継続審査を行ってまいりましたが、法隆寺における近世文書の全容が明らかでない中、祭礼の開始年代が確定できないことなどの理由によりまして、新たな資料が見つかった際に再度審議を行うこととし、平成26年度の斑鳩町文化財保護審議会におきまして、一旦審査を終了した経緯があり、その後、新たな資料の発見はなされていない状況でございます。こうした無形民俗文化財につきましては、これまで文化財保護法におきまして、指定以外の枠組みがございましたが、令和3年4月の文化財保護法の一部改正によりまして、緩やかな保護を図ることを目的として、無形民俗文化財に対する国の登録制度が創設されることとなり、令和4年4月1日より施行されることとなっております。このことを受けまして、地方自治体は無形民俗文化財への登録を国に提案できることとなっております。現在、国の登録制度における提案の手法や調査にかかる補助などの具体的な事項につきましては検討されているところでございますが、国への登録の提案をする際の無形民俗文化財の調査や把握の実施につきましては、第5次斑鳩町総合計画におきまして策定を計画しております。本町の文化財の総合的な保存と活用の方針を定める文化財保存活用地域計画の策定に伴う調査もひとつの手法であると考えておりまして、この地域計画の策定に向けまして、来年度、令和4年度に国及び奈良県との協議を進め、令和5年度におきまして国庫補助事業として着手する予定にしているところでございます。

今後、こうした計画策定にかかる調査検討におきまして、斑鳩神社の秋祭りや龍田神社の秋祭りの民俗文化財が当町の地域を形成する民俗文化財としての国の登録が適していると評価される場合には、国や奈良県に対しまして無形民俗文化財登録についてご相談を申しあげてまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。ぜひ、本事業について地域と連携し、前に進めていかれることをお願いしまして、私の一般質問とします。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、9番、横田議員の一般質問は終わりました。

続いて、3番、中川議員の一般質問をお受けします。

3番、中川議員。

○3番(中川靖広君) まず、中西町長、2期目ご当選おめでとうございます。

7,778票から8,046票に増やされてのご当選。その中には1期4年間の実績、また選挙中の公約等々を8,046人の方々が支持されたのだと、そのように思います。その公約について、お尋ねをさせていただきます。

まず初めに、都市建設部の具体的なとりくみはどのようなものがあるのか、お聞かせをいただきます。

○議長(伴吉晴君) 中西町長。

○町長(中西和夫君) 町長選挙の公約についてのご質問でございます。

施政方針でも申しあげましたように、住民の皆様にしかりと寄り添い、暮らしを支えていくこと、未来を担う子どもたちに豊かなふるさとを残すことが私の使命だと感じております。そうしたことから、私は和の心で未来へ続く斑鳩をつくるために、公約にあげた6つの柱でまちづくりを進めてまいると考えているところでございます。

初めに、都市建設部のとりくみについてでございます。安全安心に暮らせるまちにしますとして、国と連携し遊水地整備を進めるとともに、県と連携し、三代川、富雄川の改修を進めてまいります。また、県の平成緊急内水対策事業を活用し、洪水を防ぐ貯留施設の整備を進めてまいります。さらには、荒廃森林や治山施設の機能保全にとりくんでまいります。また、安全で安心な水道水の供給のため、効率的で持続可能な事業運営にとりくむとともに、計画的かつ効率的な公共下水道整備にとりくんでまいります。

次に、コンパクトで質の高い持続可能なまちにしますといたしまして、いかるがパークウェイの早期整備に向けて関係機関との連携を図り、地元調整に努めてまいります。

また、県と連携してJR法隆寺駅から幹線道路、また、法隆寺までのアクセス道路整備を進めるとともに、JR法隆寺駅周辺の生活、交流、観光など多様な都市機能を複合させた魅力ある拠点づくりにとりくんでまいります。

次に、魅力に満ちた活力のあるまちにしますとして、WEST NARA広域観光推進協議会の滞在コンテンツの充実など、戦略的な広域周遊観光を推進するとともに、商業活性化に向けて斑鳩ブランド商品の開発や魅力ある飲食店、物販店の企業を支援してまいります。また、農業都市基盤の整備を進め、ため池の耐震補強を計画的に進めてまいります。さらには家族で余暇を楽しめる場として、歴史環境や自然環境を活用した拠点整備にとりくんでまいります。

次に、悠久の歴史と文化、自然を大切にすまちなしすとして、歴史文化資源を観光資源として活用してまいりたいと思います。

以上が、都市建設部の具体的なとりくみでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 今、道路で言いますと、いかるがパークウェイまたJR法隆寺から法隆寺までのアクセス道路の整備ということがありましたけど、先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、私たちが生活する中で利用する生活道路の安全確保、各地域から要望の上がってくる道路についても積極的に力を入れていただきたいと、そのように申しあげて、次の質問に移ります。

住民生活部の具体的なとりくみについて、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 住民生活部のとりくみについてでございます。子どもの笑顔が輝くまちなしすとして、子ども医療費の無償化の対象を高校生まで拡大してまいります。

また、認定こども園を整備するとともに、子ども、妊婦のインフルエンザワクチン接種費用の助成制度を創設してまいります。さらには、子どもの弱視の早期発見のため、3歳児健診に弱視検査機器を導入するとともに、ヤングケアラーの早期把握と相談体制を構築してまいります。

次に、誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちなしすとして、災害時の避難行動要支援者の個別計画策定を進めます。また、高齢者の生活維持に必要な補聴器などの助成制度を創設するとともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

以上が、住民生活部の具体的なとりくみでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） これも先ほどの同僚議員の質問にも入ってましたけど、保育園での待機児童が出ないようにという要望でしたけど、私もその点について認定こども園の整備を進めていただいておりますが、次年度、令和4年度の待機児童が出ないような努力、工夫をしていただきたいと、そのようお願いをしておきたいと思います。

次に、総務部の具体的なとりくみについて、お伺いをさせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 総務部のとりくみについてでございます。安全安心に暮らせるまちなしすとして、地域防災力の向上と避難所を充実してまいります。また、通学路の

交通安全対策を進めてまいります。

次に、コンパクトで質の高い持続可能なまちにしますとして、行財政改革の強化と効率的な財政運営を進めてまいります。また、行政手続の押印の見直しとデジタル化を進めてまいります。

以上が、総務部に関します具体的なとりくみでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 通学路の交通安全対策を進めるということですが、私たちが住まいする地域でも時間規制というんですか、要望を出しておりますので、その点についてしっかりと努力をしていただきたいと、そのように思います。

次に、教育委員会の具体的なとりくみについて、お伺いをさせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 教育委員会のとりくみについてでございます。

安全安心に暮らせるまちにしますとして、通学路の交通安全対策を進めてまいります。

次に、子どもの笑顔が輝くまちにしますとして、認定こども園を整備するとともに、ヤングケアラーの早期発見と相談体制を構築してまいります。また、学校トイレを衛生的な空間に整備するとともにICT教育をさらに推進し、子どもたちの情報活用能力の育成に努めてまいります。さらには、学校運営に地域の声を生かし特色ある学校づくりを進めてまいります。

次に、誰もが健やかに生き生きとくらすまちにしますとして、公民館、体育館の自主グループ活動を支援し生涯学習を推進してまいります。また、中央体育館アリーナにエアコンを設置してまいります。

次に、悠久の歴史と文化、自然を大切にするまちにしますとして、文化財保存活用地域計画を策定してまいります。

以上が、教育委員会の具体的なとりくみでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 先ほどの総務部と同じですが、通学路の交通安全対策を進めてまいりますということでございますので、この点についてもしっかりと実施していただきたいと、そのように思います。

いずれにいたしましても、この町長が掲げられた公約、その公約に期待されて8,046名の方が投票していただいているわけでございますが、1年1年限られた予算で運営していく行政でございます。無理のないように優先順位をしっかりと考えていただき

進めていただきたい。8,046名の期待を裏切らないようお願いを申しあげまして、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、高齢化社会に対応したごみ収集体制の検討について、斑鳩町におけるごみ収集体制の現状と将来の方向性についてです。

住民の方から、斑鳩町のごみ収集についての切実なご要望をいただいたことから、この質問をさせていただきます。日本は世界に先駆けて人口減少、高齢化社会に突入した国です。2008年の1億2,808万人をピークに人口は減少し始めました。0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳の生産人口が減少していることが人口減少の原因です。2015年に実施された平成27年国勢調査によりますと、日本の高齢化率は26.6%と報告をされています。ちなみに斑鳩町の高齢化率は30.8%となっております。人口減少、高齢化が進みますと、ごみの収集事業にも大きな影響が出てくるものと予想をされております。

高齢者にとって重いごみを集積所、ごみステーションまで運ぶことは大きな負担になります。そこで、町では安心サポートごみ収集事業を実施、対象者はおおむね65歳以上で、介護保険法の規定により、要支援認定または要介護認定を受けている一人暮らしの方、障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等、包括支援等を利用しておられる一人暮らしの方と定められております。しかし、介護認定を受けておられない住民の中にも加齢などによりごみ収集を負担に思われていらっしゃる方がおられると思います。町の現状では、戸別収集をしようとしても人員面、財政面など様々な案件をクリアしなければなりません。

斑鳩町における人口減少、高齢化社会に伴う誰も取り残さない、今後のごみ収集事業の体制についてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 現在、家庭ごみにつきましては、収集の効率化等の面から、地域の集積所へ家庭ごみを排出するステーション方式にてごみ収集を行っているところでございますけれども、ごみ集積所が遠く地域のごみ集積所までごみを持っていけ

ないといった高齢者の皆様からの相談が寄せられており、町といたしましても今後ますます進展する高齢化社会における大きな課題であるというふうに認識をしております。

これまで一人暮らしの高齢者などごみ出しが困難な世帯につきましては、地域や親族の皆さんにごみ出しのご協力をお願いするとともに、要介護認定等を受けられておられる方につきましては、一定の条件を満たす方について、安心サポートごみ収集をご利用いただいているというところでございます。

しかしながら、安心サポートごみ収集事業の一定条件を満たさないが、ごみ集積所までのごみ出しが大変であるといったお声をいただいているところでございます。

このような状況から、町といたしましても、高齢者のごみ出し支援に対する施策の充実が必要であるというふうに認識をしておりますので、安心サポートごみ収集の条件の緩和など、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。高齢化という時代に、また今回、安心サポートの条件緩和ということで、ありがたいと思っておりますが、高齢化という時代に即応したごみ収集事業の体制整備、これをしっかりとご検討いただきたいと思っております。このことを実現させていくには、やはりその人員そしてまた予算、かなり大変なハードルを超えないといけないということで大変だと思いますけれども、住民の皆さんが安心して暮らせるよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

断らない地域の支援体制をとということで、高齢、障害、生活困窮などの属性を問わず、まるごと支援する重層的支援体制整備事業の推進についてです。

この質問は、昨年9月4日の一般質問でもさせていただきました。いま一度、この断らない地域福祉の支援体制について触れさせていただきます。

これまでの日本の社会福祉制度では、人生において典型的なリスクや課題を想定して生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など属性別対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてまいりました。しかし、ひとつの世帯に複数の課題が存在をしている状態。例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や、介護と育児のダブルケア、親の代わりに育児や家事を担っているヤングケアラーなどや、世帯全体が孤立している問題など、住民が抱える課題が複雑化、複合化する中で、従来の支援体制ではケア仕切れないケースが発生をしてまいりました。

そのような中で生まれた地域共生社会という概念、これは子ども、高齢者、障害者な

ど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り高め合えることができる社会の実現を目指します。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成をし、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながらくらすことのできる仕組みを構築するという意味がございます。この概念に基づいて、市町村が創意工夫を持って、包括的な支援体制を円滑に構築、実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づいて2021年4月より実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業でございます。

昨年9月の一般質問でこの事業についての認識をお伺いさせていただきましたところ、答弁では、断らない包括的な支援体制という面では、役場窓口において複数の分野にまたがる相談を受けた場合、それぞれの窓口から担当する窓口につなぎ、内容によっては複数の部門が連携をして支援にあたっていますので、住民に寄り添った支援に努めているとの内容であったと思います。

断らない地域の支援体制、重層的支援体制整備事業は2021年4月から実施をされておりますが、あくまで任意事業ではありますが、斑鳩町としての現状をお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 断らない地域の支援体制、いわゆる重層的支援体制整備事業のとりくみ状況についてのご質問でございます。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が、令和2年6月5日成立し、同月12日に公布され、本改正法に基づき市町村において地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が令和3年4月から施行されております。

本事業につきましては、希望する市町村による任意事業ではございますが、本町といたしましては斑鳩町の現状に合った手法でとりくむこととし、この事業の枠組みではなく、断らない包括的な支援体制の構築という面におきまして、これまでに引き続き、複数の分野にまたがる複合化した相談を受けた場合、高齢福祉担当、障害福祉担当、地域包括支援センター、子育て支援担当、斑鳩町社会福祉協議会、中和福祉事務所等が連携し、必要に応じて個別にケースミーティングを行うなど、住民の皆様に寄り添った支援を行っているところでございます。

また、斑鳩町社会福祉協議会に対し、新たに包括的支援体制構築事業を委託し、コミ

ユニティソーシャルワーカーを養成する中で、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野の狭間にある特性や、世代を問わない包括的な相談を受ける体制を充実させ、地域のコミュニティづくり等について努めているところでございます。

今後、このとりくみを進めていく中で、包括的な相談支援体制と地域の福祉力を向上させ、住民の皆様へ寄り添った支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。斑鳩町としては、この相談支援体制の構築に引き続き力を入れていくとのことのお考えと理解をいたしました。

長引くコロナ禍にあって、8050問題、ひきこもり、ダブルケア、不登校、いじめ問題、虐待、認知症、介護問題、ヤングケアラー、失業、経済問題など様々な悩みを抱えておられる方がたくさんいらっしゃいます。また、コロナ禍の中で顕在化してきたと思われまます。

役場といたしまして、その各課ごとに一生懸命に頑張っていると思いますが、この複合的な悩みや問題を抱えた住民の皆様へ寄り添った支援を充実させるためにも、いま以上に役場内の横の連携をとっていただくことを要望させていただきます。

地域住民や属性の枠を超えた多様な人々が、誰もが支え合う地域をつくっていくことを目指して、地域共生社会という概念が掲げられました。このことを実現していくためには、分野を超えた複合的な課題解決に向けた支援体制の構築を急ぐ必要があります。少子化、高齢化、人口減少も進んでまいります。持続可能なまちづくりという観点からも、福祉という枠にとらわれない連携が求められていると思います。

一層の支援体制の整備に努めていただくことをお願いをいたします。

3番目の質問でございます。安心安全のまちづくり、住民通報システムについてでございます。現在、町で行われている住民の皆様からの通報は、道路に穴が開いている、川に自転車が投げ込まれている、カーブミラーが破損している、ごみの不法投棄など、住民の方が見つけてくださった内容を、電話や直接役場窓口までお越しいただいてお知らせくださっていることが現状と思われております。しかし、時間がなかつたり手間がかかるということで、伝えることを諦めておられる方もいるのではないかと思います。自治体の担当課としても、内容を具体的に聞き取ろうと思うと時間を要します。住民の皆様から簡単に情報を送っていただける方法、手段をご検討いただきたいと思います。

そこで質問をさせていただきます。ひとつ目に、住民通報に関わることの多い建設農林課に、今年、住民から寄せられた通報件数と通報手段についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 通報件数と通報手段についてでございますが、今年度4月から11月末までの通報件数につきましては、道路の破損、陥没等に関する通報が154件、カーブミラーの角度調整などの交通安全施設に関する通報が51件、合計205件となっております。そのうち建設農林課への通報手段の内訳といたしまして、電話が173件、窓口が28件、メールが4件となっているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

次に2点目の質問ですけれども、職員さんのパトロールで調査していただいておりますけれども、そのパトロールの内容や頻度についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 職員パトロールの内容、頻度についてのご質問でございますが、現在、建設農林課では町内を10地区に分けて月1回、2人1組となり徒歩または自転車で半日かけて道路陥没、ひび割れなどの確認、カーブミラーや標識、防護柵、白線等の交通安全施設の確認を目視や触手により実施いたしております。

そのほか、日ごろから担当課の職員が外出した際は、特に舗装の状況やカーブミラーの角度については気をつけているところでございます。また、ほかの課の職員においても、道路等に異常があった場合、情報提供をいただいているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。私も、職員さんが強風のときに二人がかりで住民さんから通報があった歪んだカーブミラーを修理されているところに出会いました。担当課としては、皆様のご要望があれば、できることはその日のうちにといいことで頑張っていると思っております。

3点目の質問でございますけれども、福岡市などでは、スマートフォンアプリケーションLINEを活用して道路、河川、公園の傷みなどの情報提供を住民から受け付けておりますけれども、このことについてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 道路状況に関する情報提供の手段としてスマートフォンアプリケーションLINEを活用してはどうかとのご質問でございます。現在、道路状況等の確認につきましては、先ほど説明いたしましたとおり職員による道路パトロールを行っているところでございますが、道路の陥没などは雨が降った際に穴が大きくなっ

たり、風の強い日にはカーブミラーの鏡面角度がずれたりするため、職員による道路パトロールで常に正常な状態で管理することはたいへん難しい状況でございます。

そこで今年度より、町ホームページにて道路損傷等について生活で道路を使用する住民の皆様方に対し情報提供をお願いしているところでもございます。

議員のご提案でございますLINEを活用した情報提供につきましても、住民の方々からの情報提供をお願いする手法であり、斑鳩町で運用しているLINEの公式アカウントにおいて通報システムを導入した場合の費用なども含め、既に導入している市町村の状況や効果等の検証を行いながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。LINEというほとんどのスマホユーザーが持っている、使い慣れているアプリで、行政と住民が情報を発信し合える関係を構築できるということは、たいへん魅力的なことだなというふうに感じております。

しっかりとご検討いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

最後の質問でございます。

最後に質問させていただくのは、HSCといたしまして、ハイリー・センシティブ・チャイルドの支援について、質問をさせていただきます。

これは、音や光に敏感で、気をつかい過ぎて疲れやすいなど、人一倍繊細な特性を持つ子どもはハイリー・センシティブ・チャイルド、HSCと呼ばれており、5人に1人が該当するとされております。これが不登校の原因になっているという可能性もあるといわれております。HSCは、米国の心理学者エレンアーロン博士が1996年に提唱した概念で、主に、何事も深く考えて処理する。行動するのに時間がかかる。1を聞いて10を知る。また、五感が敏感で過剰に刺激を受けやすい。合わない服やちくちくする服が苦手である。共感力が高く感情の反応が強い。怒られている人を見るのが辛い。不公平なことに強く反応する。些細な刺激を察知する。表情や声の調子で小さな変化に気づく。芸術作品への観察力が鋭いという4つの特性を持つと言われております。

日本でも、3年ほど前からこのHSCの大人版であるHSP、ハイリー・センシティブ・パーソンに関する書籍の出版が相次ぎ、注目を集めるようになりました。その背景には、SNSの発達で人間関係に気をつかい過ぎて疲れたり、息苦しさをを感じる人が増えていることが挙げられております。あくまでHSCは病気や障害ではなく性格のひとつです。繊細さゆえに周囲の影響を受けて疲れやすいという短所は変化を敏感に察知し、

人の気持ちへの共感力が高いといった長所の裏返しでもあると臨床心理学の関西大学の串崎真志教授は述べておられます。

よく混同されるのが発達障害です。感覚過敏や細かい点へのこだわり、集団になじみにくいなどの特徴は共通をしており、小学校低学年までは見分けにくいようです。ただ、H S Cは人への共感力が高いという点で大きく異なります。学校現場では、H S Cは周囲から理解されず本人が悩みを抱えやすくなっている現状があるようです。全国からH S Cの相談を受けているN P O法人の千葉こども家庭支援センターの杉本景子理事長によりますと、学校の先生が怒鳴るのが怖いとの相談が多いといいます。また、自分が叱られていなくても、ぴりぴりした教室の雰囲気から大きな負担を感じてしまうと話しています。思慮深さゆえに授業で手をあげられず、先生から積極性が足りないと心配されることもあるとのこと。本人は頭をフル回転させて授業に参加していても、活発な子が評価され、自信を失うことも多いといいます。本人が理不尽に感じるものが蓄積すると、学校に行く気力を保てなくなり不登校につながることもあるそうでございます。

そこで、H S Cについての認識や関わり方、必要な支援についてのとりくみについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 質問者も申されておりますように、H S Cとは精神が細やかで感受性が強い性質を持って生まれた子どものことで、ハイリー・センシティブ・チャイルドの頭文字を取ってH S Cと呼ばれております。環境や性格などの後天的なものではなく、先天的な気質、生まれ持った性質であることがわかっており、統計的には人口の15%から20%、5人に1人が該当する性質であり、まれではありませんが約8割の子どもがこの性質に当てはまらないため、H S Cの特性に共感が得られず、自己嫌悪を感じたり周りに合わせようと無理して生きづらさを感じたりするという特徴があり、不登校の原因になっている可能性もあるというように言われております。

学校におきましては、教員は実際の教育活動におきまして、感覚的には個々の児童生徒の特性を見極め、それぞれ適宜、配慮をしてきているところでございますが、学校教育現場におきましては、まだまだH S Cに対する認知度は高くないと考えているところでございます。従いまして、今後はまず、H S Cに関する研修等を通じて知識として身につけることが重要であり、H S Cを正しく理解することで、子どもたちの心身の状況をより深く理解し、よりきめ細やかな対応ができるようになるものと考えております。

また、併せまして、保護者との連携も重要となってまいります。学校生活においてH

S Cの特性が児童生徒に見られるような場合には、既にH S Cに関する知識を持つ保護者に対しましては具体的な支援について希望の聞き取りを行い、反対にH S Cについて認識のなかった保護者に対しましては積極的に働きかけ、家庭での留意点などお伝えすることで児童生徒の心身のストレスと保護者の不安を和らげることができるのではないかと考えているところでございます。さらに、繊細で思慮深い特性から授業中に手をあげにくく意思表示をためらってしまうなどのご心配につきましても、I C T機器の導入、タブレットの活用など授業の参加の形態も新たな手法が採り入れられるようになってきており、学習活動におきましても様々なツールの活用により、自己肯定感、学習意欲を高めるとりくみを進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後も、H S Cに限らず、支援や配慮が必要な子どもに対し、理解を認識を深め、安心して学校生活を送れる環境づくりにとりくんでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) ありがとうございます。学校現場におきまして、このH S C、ハイリー・センシティブ・チャイルドに対する研修を行っていただき理解を深めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

6日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れさまでした

(午前11時02分 延会)